

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）および気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）の一部改正に伴い、新たに重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととされたことから、特別警報発令下において対象業務に従事した職員についても、特殊勤務手当の支給対象とするため、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 49 年滋賀県条例第 7 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特別警報発令下において災害防止のための応急作業等に従事した職員についても、災害応急等作業手当を支給することとします。（第 35 条関係）
- (2) 暴風雪特別警報または大雪特別警報の発令下において除雪作業等に従事した職員についても、特殊自動車運転等作業手当を支給することとします。（第 37 条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成 25 年 8 月 30 日から適用することとします。

滋賀県職員の特種勤務手当に関する条例の新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第34条 省略</p> <p>(災害応急等作業手当)</p> <p>第35条 災害応急等作業手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 災害の防止のための応急作業等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員 次に掲げる作業</p> <p>ア 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれの著しい道路または河川の堤防等において行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>イ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある道路または河川の堤防等において行う巡回監視の作業で人事委員会規則で定めるもの(アに掲げる作業を除く。)</p> <p>ウ 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条の規定に基づく警報発令下においてまたは注意報発令下の夜間(日没時から日出時までの間をいう。次項において同じ。)において行う水防活動、危険箇所のパトロール等危険と認められる作業(アまたはイに掲げる作業を除く。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第36条 省略</p>	<p>第1条～第34条 省略</p> <p>(災害応急等作業手当)</p> <p>第35条 災害応急等作業手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 災害の防止のための応急作業等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員 次に掲げる作業</p> <p>ア 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれの著しい道路または河川の堤防等において行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>イ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある道路または河川の堤防等において行う巡回監視の作業で人事委員会規則で定めるもの(アに掲げる作業を除く。)</p> <p>ウ 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条の規定に基づく警報もしくは同令第5条の規定に基づく特別警報の発令下においてまたは同令第4条の規定に基づく注意報の発令下の夜間(日没時から日出時までの間をいう。次項において同じ。)において行う水防活動、危険箇所のパトロール等危険と認められる作業(アまたはイに掲げる作業を除く。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第36条 省略</p>

(特殊自動車運転等作業手当)

第37条 特殊自動車運転等作業手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 省略

(2) 県道の除雪作業等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員 次に掲げる作業

ア 除雪車の運転作業に従事することを命ぜられた者（以下この号において「除雪車運転作業職員」という。）が除雪車を運転して道路の除雪をする作業

イ 午後5時から翌日の午前8時までの間または午前8時後午後5時前
の間で暴風雪警報もしくは大雪警報の発令下において行う次に掲げる
作業

(ア) 除雪車運転作業職員以外の職員がアに掲げる作業を補助する作
業

(イ) 道路の凍結を防止するため薬剤等を散布する作業

(ウ) 道路上の積雪状況または道路の凍結状況の調査のため道路を巡
回する作業

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分
に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業 340円(人事委員会規則で定める作業に従
事した場合は、450円)

(2) 前項第2号アに掲げる作業 450円(当該作業が午後5時から翌日の
午前8時までの間または午前8時後午後5時前
の間で暴風雪警報もしくは
大雪警報の発令下において行われた場合は、710円)

(3) 前項第2号イに掲げる作業 380円

第38条以下 省略

(特殊自動車運転等作業手当)

第37条 特殊自動車運転等作業手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 省略

(2) 県道の除雪作業等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員 次に掲げる作業

ア 除雪車の運転作業に従事することを命ぜられた者（以下この号にお
いて「除雪車運転作業職員」という。）が除雪車を運転して道路の除
雪をする作業

イ 午後5時から翌日の午前8時までの間または午前8時後午後5時前
の間で気象業務法施行令第4条の規定に基づく暴風雪警報もしくは大
雪警報の発令下または同令第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もし
くは大雪特別警報の発令下において行う次に掲げる作業

(ア) 除雪車運転作業職員以外の職員がアに掲げる作業を補助する作
業

(イ) 道路の凍結を防止するため薬剤等を散布する作業

(ウ) 道路上の積雪状況または道路の凍結状況の調査のため道路を巡
回する作業

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分
に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業 340円(人事委員会規則で定める作業に従
事した場合は、450円)

(2) 前項第2号アに掲げる作業 450円(当該作業が午後5時から翌日の
午前8時までの間または午前8時後午後5時前
の間で気象業務法施行令
第4条の規定に基づく暴風雪警報もしくは大
雪警報の発令下または同令
第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もし
くは大雪特別警報の発令下
において行われた場合は、710円)

(3) 前項第2号イに掲げる作業 380円

第38条以下 省略